

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 2

報 遊

號日六月二十

第一六四號

昭和十四年十一月一日第三種郵便物認可

(毎週二回水曜日發行)

内閣印刷局印刷發行

五錢

滿洲開拓事業の展望
最近の住宅問題
木造建物統制規則
經濟戰と金の動員
◇近視の豫防について
石油一戰時統制物資譲產(4)
英佛の獨貨拿捕令公布

心一億一
らか險保は蓄貯億百



人法團社
生保險協社
後援大藏省工商省

(判A5)格規定國はさ大の書本

アシア歴史文庫
Asia Library

露光量違いにより重複撮影

經濟戰に勝つために

低物價政策への協力
生活の戰時態勢化
物資の節約と活用
米の消費節約勵行
百億貯蓄・金の集中

經濟國策に協力しませう

週報 (第十二号六四四)

滿蒙開拓事業の展望 拓務省・二

最近の住宅問題 厚生省・一〇

木造建築統制について 商工省・一

近親の豫防について 厚生省・七

經濟戦と金の動員 大藏省・三

— 国際時事解説 —

英佛の獨賃食捕令公布 外務省情報部・六

— 戰時統制物資諸座 (4) —

石油 商工省・三

誌 日間

波國の蒙華船 ピルズ (1月24日)

キ一號(一、二九四トノ) 機雷に觸れ沈没 (1月25日)

バレンツ海相獨の磁氣機雷の制壓 (1月26日)

に確信ありと放送 (1月27日)

聖上陛下陸大・大本營陸軍部 行幸 (1月28日)

死體二千三百と南支派遣軍報道部 死體の総計 (1月29日)

六大都市の店舗數と種別 (1月30日)

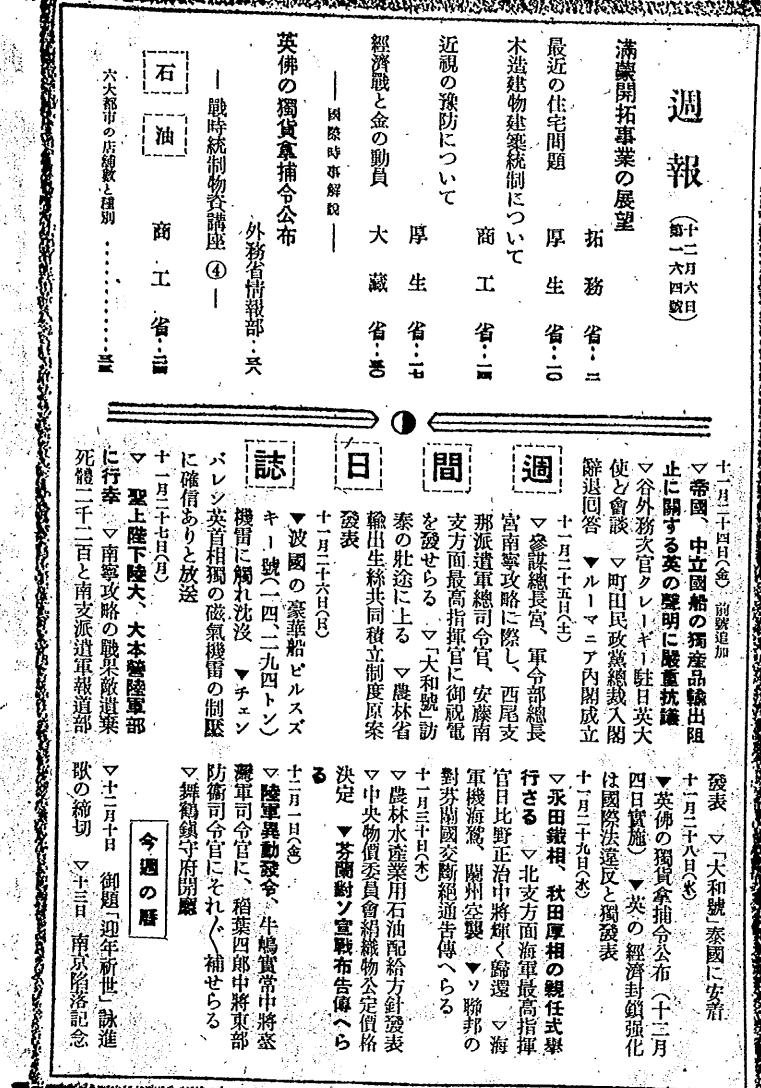
今週の暦

露光量違いにより重複撮影

経済戦に勝つために

低物價政策の協力
生活の戦時態勢化
物資の節約と活用
米の消費節約勵行
百億貯蓄・金の集中

経済国策に協力しませう



滿洲開拓事業の展望

拓務省



東亞に於ける新らしい事態の進展と共に、滿洲の開拓事業にも新らしき發展が要請され、種々の方策が立てられるに至つた。三十戸乃至百戸で入植出来る集合開拓民の制度を設けたことと、滿洲開拓義勇軍の編成を小隊編成とし、郡を單位に郷土を基礎とした團結力の強固な若人を大陸へ送らうといふのがその主なるものである。一方大陸の花旗の拓殖訓練も全國各地で進められてゐる。

一 回顧と展望

滿洲の開拓事業は、昭和七年から十年までのいはゆる試験開拓民時代を経て、昭和十一年八月に「十ヶ年百萬戸」の

し、諸民族相提攜して玉道樂土を建設し、御陵城の光被ゆたけく、沃土萬里の大陸の天地に、産業と文化の兩道かけ、仲長協和の一路を通りつゝある現況である。

本年七月一日現在の集團開拓團の總數は、第一次から第八次までの合計八九集團、一二、六三二戸、總人口二五、二四五名に達し、自由開拓團は、二、三〇九戸、總人口六、九三三名を算してゐる。

青少年義勇軍現地訓練所の本年九月末現在の總人員數は、二八、四〇一名で、そのうち大訓練所(四ヶ所)九、七二四名、特別訓練所(三ヶ所)五、一五三名、甲種訓練所(十三ヶ所)二、六三五名、乙種訓練所(九ヶ所)五、三九四名である。他に、鐵道自警村訓練所(二十ヶ所)五、四九五名がある。

開拓團の構成からいへば、第一次から第四次までは府縣聯合の形であるが、第五次から以後は縣單位になつてゐる。縣單位の中でも最近次第に、村單位、鄉單位の開拓團が增加してゐるが、これは分村、分鄉計畫が發展しつゝあることを物語るものである。最近の第八次開拓團について言へば、その八割は縣單位であり、その中の八開拓團は鄉單位

で、更に八開拓團は村單位である。
思へば昭和七年、滿洲事變の直後に、三江省永豐鎮に入植した第一次開拓團が、文字通り銃と鉄とを執つて討匪に建設に農耕に、苦闘辛苦して流した血涙は、その先駆的役割を果たし得て、滿洲開拓事業は、今や盛んな勢ひを以て、逞しくも頼母しく國策線上を躍進しつゝあるのである。

眼路涯しなく、海かとまがふ滿洲の曠野の果にひるがる日章旗を仰ぐとき、その下に營々として活躍する開拓民の、そして青少年義勇軍の、雄々しくも涙ぐましい努力に、感銘強く能はざるものがあるのである。彼等の血管の中には、三千年来、光輝ある傳統の下に培はれたわれら日本民族の雄渾の氣魄が、八紘一字の大精神として活きて波うつてゐるのである。その血がわれら自らの血管の中にも通ひ沸つてゐることを思へば、これら同胞たちの雄圖の完成を援け、その夙志を續いて勇躍、滿洲建國の理想の下に赴く後続部隊の進出を促進する責任と義務が、我々の肩の上にあることを痛感せざるを得ないので

ある。

さて、政府の満洲開拓事業に對する方針、最近の動向について述べよう。

二 開拓團の新形式——集合開拓民

滿洲國に於ける耕作可能な未耕地は約二千萬町歩である。昭和十一年に樹立された二十ヶ年百萬戸、五百萬人計画は、このうちの約一千萬町歩に(放牧地はこの外に準備され、日本から開拓農民を入植させようといふのである。

しかるに、最近の東亞に於ける新情勢の展開に伴ひ、産業開發計畫、北邊振興計畫と相並んで、開拓政策が満洲國に於ける三大國策の一つとして大きくクローズアップされ、急速な進展を要求されて來たのである。民族協和の中核として日本内地人の開拓農民が出来るだけ速かに大量に入植することが希望されるに至つたのである。

この實情に鑑み、各方面からの要望に應じて計畫されたのが、こゝに記す集合開拓民であつて、その特質を簡単に

いひ現はせば、從來の集團開拓民と自由開拓民との中間をゆくものといふことが出来る。
元來満洲開拓民は(青少年義勇軍は別として)、集團、自由の二つに區別されてゐたが、支那事變を契機に展開された新東亞建設の新段階に對處し、日滿兩國政府は、本年一月、新京に於ける現地懇談會、今春三月東京に於ける準備委員會に於て、半歲餘に亘り慎重再検討を重ねた結果、合開拓民は原則として三十戸以上百戸程度で入植し得る省から全國各府縣宛に通牒して、その積極的獎勵に着手した。
からは、満洲開拓民は、集團、集合、分散の三型態となるのである。しかしあが國では差當り豫算その他の關係から集合開拓民を小集團開拓民と呼ぶこととなり、最近拓務從來の區別を改め、集團開拓民はそのまゝとして、自由開拓民を集合開拓民、分散開拓民の二つに分けた。従つて、明年度の二つに區別されてゐたが、支那事變を契機に展開された新東亞建設の新段階に對處し、日滿兩國政府は、本年一月、新京に於ける現地懇談會、今春三月東京に於ける準備委員會に於て、半歲餘に亘り慎重再検討を重ねた結果、合開拓民は原則として三十戸以上百戸程度で入植し得る省から全國各府縣宛に通牒して、その積極的獎勵に着手した。

三 義勇軍募集の新形式——小隊編成

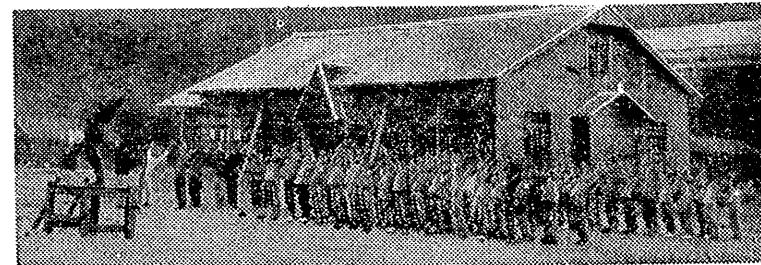
高等小學生の小隊編成 今夏全國各地で満洲開拓義勇軍拓植訓練講習會が行はれたが、これは主として高等小學生在校中の小國民を對象とし、郡教育會を中心郡單位に、明年度卒業の二年生六十名ぐらゐで一個小隊の義勇軍を編成するのを目標としたのである。この小隊編成は義勇軍編成の新しい形式であつて、義勇軍送出の組織化である。これは農業開拓團の分村分鄉計畫と同様、郷土、郷黨を基礎として編成されるものであり、それが在學中から意氣投合して同一の目的のために結成されるところにその特長



高木山木岩屋(表用)の開拓場で、前で京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、廣島、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本太分、宮崎、鹿児島の三十一府縣に及ぶ、栃木縣等は芳

第七日	第六日	第五日	第四日	第三日	第二日	第一日	日時 次 間
同	同	同	同	同	室洗起 內整頓面床		5.30
正神朝點 社ノ參行 走拜事呼	體神朝點 社ノ參行 走拜事呼	正神朝點 社ノ參行 走拜事呼	體神朝點 社ノ參行 走拜事呼	正神朝點 社ノ參行 走拜事呼	體神朝點 社ノ參行 走拜事呼		6.00
同	同	同	同	同	事食		7.00
加義感激 確勇想懶 否重參文	同	同	同	同	講話		8.00 9.00
掃清內所 式所閉	會小教 運動練	行軍 操練	體數 道練	武教 道練	教練		10.00 11.00
同	食晝	同	食晝	同	食晝		12.00
指導者座 談會	解 勤 勞奉 仕	名史 勝蹟 探勝	作業	行軍	作業	整宿成眠集 舍編合	1.00 1.30
	同	同	同	同	同	式所入	2.00 2.30
	同	同	同	同	同	意注諸	3.00 3.30
	座談會	座談會	映畫	娛樂會	詩吟	練教	4.00
	同	同	同	同	同	座訓 談話	7.00 8.00
	同	同	同	同	同	朗默夜 唱禱	8.30
	同	同	同	同	同	就消寢燈	9.00

青少年義勇軍招植訓練日課表



に確定したものも八十六ヶ所を算へてゐる。この義勇軍の小隊編成は、静岡縣富士郡教育會が農村子弟を大陸へ進出させるため昨夏富士山麓上井出村に拓殖訓練所を設け、本年七十名の義勇軍を當士軍として送出し、有力な示唆となつて、全國的となつたのである。今夏の各地の訓練講習會は何れも豫期以上成績を挙げ、興亞、精神の涵養と大陸知識の普及を兼ね、併せて義勇軍の使命の普及徹底に資するところが少くなかる。

拓殖訓練の實況 義勇軍の小隊編成、拓殖訓練の實施要

青年團、青年學校生徒の小隊編成 この高等小學二年生を對象とする小隊編成の拓殖訓練が非常に好成績を收めたので青年團と青年學校生徒にもこれを實施することになり、拓務、文部兩省協議の上各府縣に通牒を發し、既に二十六ヶ所で實施の豫定となつてゐる。

この計畫は各府縣で適當な郡二ヶ所乃至四ヶ所を選定し、郡内の青年團員と青年學校生徒中、大陸發展の希望をもつ者又は二三男で大陸に雄飛させる必要のある者を一會場に集めて拓殖訓練講習會を施し、規律ある團體訓練によつて、大陸知識と大國民的土魂を養ひ、その講習生の中から來春三月までに少くとも一個小隊(六十名)の義勇軍を編成送出するのが本計畫の骨子である。將來直接義勇軍に參加しない者でも、この訓練によつて東亞建設の認識について裨益されること甚大なのを思へば、新らしい興亞教育の一方法として「一石二鳥」の實益も期待されるであつた。

青年團、青年學校生徒の小隊編成　この高等小學二年
を對象とする小隊編成の拓植訓練が非常に好成績を收め
るので青年團と青年學校生徒にもこれを實施することにな
る。拓務、文部兩省協議の上各府縣に通牒を發し、既に二
六ヶ所で實施の豫定となつてゐる。
この計畫は各府縣で適當な郡二ヶ所乃至四ヶ所を選定
、郡内の青年團員と青年學校生徒中、大陸發展の希望をも
者、又は一二三男で大陸に雄飛させる必要のある者を一會
に集めて拓植訓練講習を施し、規律ある團體訓練によつ
て、大陸知識と大國民的士魂を養ひ、その講習生の申か
來春三月までに少くとも一個小隊（六十名）の義勇軍を
成送出するが本計畫の骨子である。將來直接義勇軍
參加しない者でも、この訓練によつて東亞建設の認識
について裨益されること甚大なのを思へば、新らしい興
教育の一方法として「石」鳥の實益も期待されるであ
る。

•

項は高等科児童に對する例によると、地方によつて多少の差異はあるが大體共通してそり、實施期間は四泊五日以上、場所は府縣拓務訓練所或後若しくは農民道場がこれに當てられ、訓練生十名ぐらゐで班を編成し、児童の中から班長を選定して、指揮統制を適當させ、小學校、青年學校教員、府縣職員、既教育軍人又は聯隊區司令部職員などが指導者の地位についてそれゞ々分擔して各種の訓練を實施するのである。

拓植訓練の日課表は、地方によつて區々であるが前頁にかゝげたものはその原則的なものである。

四 女子に對する拓植指導

これ等の男子開拓民の大量送出に伴つて、必然的に問題となるのは、良い配偶者の問題である。拓務省ではその重要性に鑑みて、質實剛健で開拓地の生活に耐へ、開拓民の好配偶となり得る女子を訓練養成し、また廣く一般婦女子の大陸發展に對する認識を深めるため、女子に對する拓植指導を實施することとした。

た。この講習會に有終の美をあらしめ、一層の効果を期待するため、この講習會に參加した聽講生の中から各府縣一名づゝの代表を選んで、視察團を組織し、滿洲現地の開拓事業を親しく視察させた。

この講習を經た指導者による女子拓植講習會は、今や全國各府縣で實施され、府縣或ひは、女子青年團の主催で、拓務省からも講師を派遣、各地方共熱心な指導が續けられてゐる。この女子拓植講習會は各地の農民道場、女子實業學校等を利用し、一講習會に五十名内外を聽講生とし、約一週間の訓練を行ふのである。日本精神の涵養を第一義としてゐる建前から、その實質的な精神教育の效果は期して見るべきものがあると確信する。

五 結 び

以上滿洲開拓事業の近況、殊に開拓團並びに青少年義勇軍の組織と編成についての新動向を述べたが、今や集團開拓民も第八次本隊編成送出国の前夜にあり、現地でも、既に第一次から第四次に至る五團は、團共同經營、部落共同經營

その基礎的實施事項として、先づこれ等の講習會に於ける指導者を養成訓練することとなり、本年六月三十日から

七月十五日までの十六日間、茨城縣内原の日本國民高等



学校女子部で、女子拓植指導者講習會には、府縣知事の推薦によつて、各府縣から一名方より、二名づゝ派遣された聽講生六十五名が参加、講義に實習に熱心な習練を重ねた結果、豫期以上の好成績を收め得た。

營の過渡的段階を経つて個人經營としての完成の段階に入つてゐる。その經營狀況を見ると、現在の一戸當り耕地面積は五町九段乃至十町歩、所有家畜は馬〇・八頭、乃至二・六頭、牛〇・一頭乃至一・一頭(昭和十三年度實積)で、ほぼ豫定通りの發展徑路を辿りつゝある。

このやうに満洲に於ける開拓事業は、朝野の支援の下に、着々として生成發展の過程を辿りつゝあるのである

が、支那事變を契機として、東亞的新秩序樹立といふ大使命がわが國民に課せられてゐる今日、日滿一體不可分の重要性がますます緊急なるを思ふとき、是非ともこれを一つの國民運動となし、目的貫徹を期せねばならぬのでありて、全國民の一層の理解と協力を望んで止まない。



最近の住宅問題

厚生省

國家總力戦には必然的に 住宅問題が附隨する

近代的の國力戦には必ず住宅問題が附隨するといふことを、義の歐洲大戦が我々に教へた。國力戦では一國の軍需關係の生産力を極度に擴張しようとする爲めに、軍需工業地帯を中心として先づ労務者の住宅難を起すのである。その上戦争中には住宅の新築が減少するので、戦争が終了すると復員や結婚の激増に依つて國內全般に住宅難を來すことになる。

これが大戦當時歐洲各國の経験した住宅難の怪路であるが、特に注意すべきことは、住宅難が戦時中よりも戦後には甚だしかつたことである。住宅の大量の建築には

資金、資材の關係から相當の日子を要するので、住宅難の緩和には想像以上に長期の年月を必要とする。事實イギリスを始めとして主要な歐洲の參戰諸國は戦後長い間この住宅問題に悩まされた。

最近のわが國の住宅問題も、その發生の原因と發展の傾向が、前記の歐洲大戦當時の諸國と全然その軌を一つにしてゐる。即ち事變勃發以來軍需關係產業の擴充が急激に行はれ、いはゆる殷賑產業地帯に労務者が激増した結果、労務者住宅の夥しい需要が生じた。にも拘らず建築資材の獲得難、建築費の昂騰、家賃の抑制等によつて住宅の新築が減少した爲めに労務者住宅の甚だしい不足が起つたのである。これに影響されて最近では殷賑産業地帯附近の都市全般に住宅拂底の現象が起つてきた。

住宅はどの程度 拂底してゐるか

いま東京、大阪、横濱三市を例にとつて住宅拂底の状況を見ると大體次の通りとなつてゐる。

◇東京市

年次	人口	世帯数	空屋数	戸数	新築住戸数	取扱戸数
昭和十一年	六〇〇万	二五〇万	四〇万	三〇万	二六	三〇四二
同十二年	六一〇万	二五五万	四〇万	三〇万	二六	三〇四二
同十三年	六二〇万	二六〇万	四〇万	三〇万	二六	三〇四二
同十四年	六三〇万	二六五万	四〇万	三〇万	二六	三〇四二

年次	人口	世帯数	空屋数	戸数	新築住戸数	取扱戸数
昭和十一年	七〇〇万	二六〇万	五〇万	三〇万	二六	三〇四二
同十二年	七一〇万	二六五万	五〇万	三〇万	二六	三〇四二
同十三年	七二〇万	二七〇万	五〇万	三〇万	二六	三〇四二
同十四年	七三〇万	二七五万	五〇万	三〇万	二六	三〇四二

年次	人口	世帯数	空屋数	戸数	新築住戸数	取扱戸数
昭和十一年	七四〇万	二八〇万	五〇万	三〇万	二六	三〇四二
同十二年	七五〇万	二八五万	五〇万	三〇万	二六	三〇四二
同十三年	七六〇万	二九〇万	五〇万	三〇万	二六	三〇四二
同十四年	七七〇万	二九五万	五〇万	三〇万	二六	三〇四二

年次	人口	世帯数	空屋数	戸数	新築住戸数	取扱戸数
昭和十一年	七九〇万	三〇〇万	五〇万	三〇万	二六	三〇四二
同十二年	八〇〇万	三〇五万	五〇万	三〇万	二六	三〇四二
同十三年	八一〇万	三一〇万	五〇万	三〇万	二六	三〇四二
同十四年	八二〇万	三一五万	五〇万	三〇万	二六	三〇四二

（註）世帯数は空居戸数は十二月三十日現在、新築住戸数は直報

政府の計画する労務者住宅供給

そこで政府では種々の事情を考慮した上、先づ労務者

住宅の供給方策を講ずることとし、先般關係各省協力の下に、厚生省で次の三點を主要目的として昭和十四年度より同十六年度に至る労務者住宅供給三ヶ年計畫を立てた。

一、長期建設に對應すべき技術及び人的資源の長養育に努力する爲め、保衛的労務者住宅を供給すること。

二、工場附近に共同宿舎を建設することにより労務者の能率増進、教養訓練に資せんとすること。

三、住宅供給に依り家賃騰貴の抑制に資すること。

そしてその第一期計畫を概ね次のやうな要領で行ふこととして、本年八月一日厚生省の社會局長、職業部長、労働局長の連名で關係府縣知事宛通牒を發した。目下之にもとづいて各府縣から續々實施計畫書が届いてゐるから、近くその建設にかかる豫定である。

一、供給住宅數及び標準

イ、世帯向住宅
一戸建坪 三萬坪
二戸建坪 平均十三坪

ロ、共同宿舎
二百ヶ所

一ヶ所の建築 平均六百坪

一ヶ所の収容人員 二百人

イ、共同宿舎の建築は原則として關係工場、會社等に行はせること。

ロ、世帯向住宅の建築も關係工場、會社等に勧めて之を行はせること。

ハ、同潤會その他の公益法人並びに一定の公益的條件を附した場合は住宅會社、建築會社及び交通會社等も本計畫の實行に當ることが出来る。

ニ、地方公共團體も事情に依り特に必要あるときは、世帯向住宅の建築に當ることが出来る。

三、資金
イ、前項の(イ)(ロ)(ハ)の住宅供給者は勸業銀行、興業銀行、農工銀行を經て大藏省預金部資金の融資を受けることが出来る。

ロ、前項(ニ)の地方公共團體は社會事業資金から融通

を受けることが出来る。

(貸付利率三分二厘、償還期限廿年以内)

なほ資金については、この第一期計畫分として預金部資金三千萬圓を融通することに、既に預金部資金運用委員會で決定してゐる。そのうち銀行を經由するものの二千萬圓、公共團體に融通するもの約一千萬圓(社會事業資金)である。そして政府では本計畫の進捗狀況によつて引續き第二期、第三期の計畫を實施する方針である。

一般住宅の供給と

住宅の改良問題

政府では前述の通り差し當つて最も不足してゐる労務者住宅の供給計畫を立て、目下着々その實行に取かゝつてゐるのであるが、この労務者住宅の供給は間接には労務者以外の一般住宅難の緩和にも貢獻することは明らかである。しかし前述のやうに住宅難は既に東京、大阪等の大都市全般に亘つてゐるのであるから、労務者住宅以外の一般住宅の供給も今後充分に考慮して行かねばならぬ。

この問題である。殊に去る十月十八日に一般物價騰貴抑制の見地から地代家賃統制令が公布され、家賃の値上がりを抑制されるに至つたから、これが貸家の供給に及ぼす影響も充分に考慮しなければならない。

以上は住宅供給の問題であるが之と同等又はそれ以上に重大なのが住宅改良の問題である。現在の戰時體制下に於ける住宅拂底に目を奪はれて住宅の改良を、幾らにし、保健、衛生的見地を無視した住宅を多數建てるならば、將來再び不良住宅問題を起すことは明らかである。

住宅は働く國民の憩所であり、第二國民の養育所である。故に住宅の可否は國民の體力と保健の上に想像以上に重大な影響を及ぼすのであつて、事變中だけではなく、平時にもこれ等の點に充分の考慮を拂はなくてはならない。

政府はこれ等各種の場合を研究考慮して住宅問題の解決に努力する考へである。

木造建築物建築

省工商

統制規則について

なぜこの規則を設けたか

昭和十四年度の物資動員計画の実行に當つては、種々の物資について極力その輸入や生産、配給の統制を強化せざるを得ない状態であるが、木造建築物についてもその建築に必要な諸物資の中

▽鉄、薄鋼板、縫付金物等の鐵製品

▽電線に使用する銅及び鍍錫

▽水道、瓦斯に使用する鉛管

▽屋根、防火壁等に使用する石綿スレート

▽造船工事その他に必要なセメント

▽米穀、ラワン、ベニヤ板等の輸入材

等はその供給が限定され、この不充分な供給力の限度内

でわが國の建築のすべてを賄はねばならない情勢とな

つて來た。内地材については現在のところでは配給に關係する法的統制は行はれてゐないが、しかし決して樂觀は許されない。寧ろ生産減が要へられてゐる有様であつて、從來のやうに「内地材にはさう困らない」と言つたやうなわけには行かないだらう。

以上のやうに物資の供給力は制限されてゐるのに、最近に至つて軍需工場、生産力擴充工場と言つたやうな時局産業用の建物や中小住宅の需要が、特に都會地に於て激増して來たために、般産業地帶では一方に建築用諸資材の入手難、他方に深刻な住宅難を惹起つゝあるのである。

そこで政府としてはこの限られた物資の範囲内でこれを最も効果的に活用するために不要不急の木造建築の建築を統制し、これによつて節約し得た建築用諸資材を緊急に手配して、これを他の需要者に供給する緩和するのである。

必要な工場、不足してゐる労務者用住宅その他一般中小住宅などの建築に振向け、著しく拂底してゐる労務者用住宅、中小住宅等の住宅難を出来るだけ緩和すると共に生産力擴充計畫の遂行に齟齬を來さないやうにする

必要がある。

よつて商工省は輸出入品等に關する臨時措置法に基づき去る十一月八日の官報で木造建築物建築統制規則を公布し同月十三日からこれを施行した。

(建築には許可を要する規則の内容)

今回の規則の根幹となつてゐるのは第一條と第二條であります、それによつて

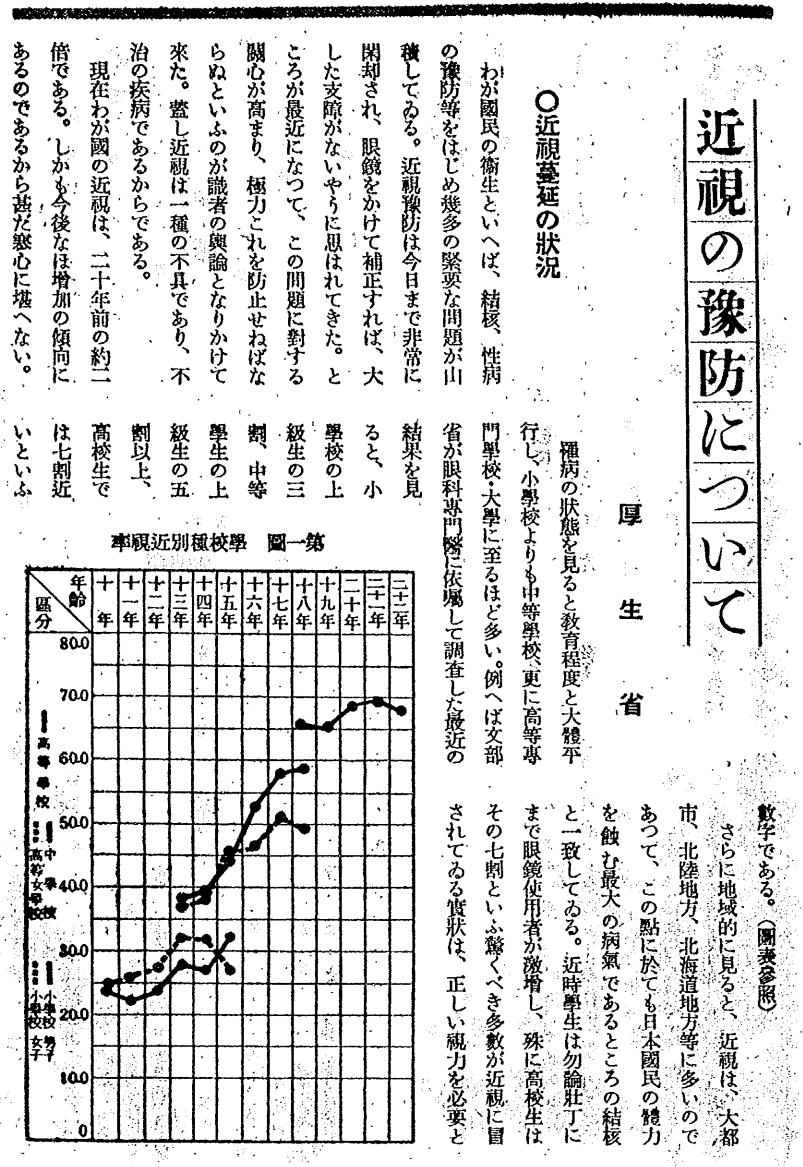
▽一般の建物については三十坪餘

▽農業、林業、畜産業又は漁業を營む者がその業務用と居住用とに併用する建物については四十八坪餘

方長官(東京府では警視總監)の許可が必要とすることになつた。併しながら商工大臣が指定をした特別の建物については許可を必要とせず、たゞ届出だけでよいことになつてゐる。

この結果、前述のやうに四十八坪以下の「農業等の業務、居住併用建物」三十坪以下の「その他の一般の建物」

建築許可申請の手續は規則の第三條と第四條にあるが、更に細目の點については道府縣毎に地方命令で詳細に規定してゐるから、必要に應じて最寄りの警察署に照會をすれば判る筈である。なほ市街地建築物法令の適用區域ではその法令に基づいて提出する申請書又は届



書に本規則所定の記載事項を記入すれば、別に改めて本規則の許可申請をしなくとも當局の方で事を處理してくれるやう、手續の簡易化を圖つてゐる。

本規則に基づいて許可を受けなくてはならないのに許可を受けず、又は許可の内容に反して建物を建築した場合には、輸出入品等に關する臨時措置法第五條により一年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處せられる。

例外として許可される場合

本規則が住宅難の緩和と緊急必要な方面の建築用諸資材の入手難を緩和するのを趣旨とする以上、制限坪數以上の新築、増築又は改築は特殊の事情がない限り容易に許可されないだらうといふことは一般に想像され得るが、絶対に許可されないのであるのであって、左のやうな場合には當局が良くその實情を確かめ更に諸資料の需給状態も考へ合せた上大體許可を與へる方針である。

(イ) 天災、火災等不可抗力的な事情がある場合、廢校は許可しない建前である。

(ロ) 住宅については家族數が特に多數で、當局が已むを得ずと認めた場合、アパート、寄宿舎、下宿屋等多數を居住させる場合は三十坪以上でも或る限度までは許可され得る。

(ハ) 産業用建物で特に時局上必要なもの、一般商店であつて營業の性質上特に必要と認められるものは許可され得る。

(ニ) 公署、學校その他公共的又は公益的建物は許可される筈である。

(ホ) 臨時資金調整法等の法律によりその建築に關し主務大臣の許可又は認可を受けたものは許可される筈である。

(タ) 料理店、飲食店、劇場、映畫館、演藝場、觀物場、遊技場、舞踏場、待合、貸座敷の類は前述の(イ)以外の場合にあつて、この點に於ても日本國民の體力を最大の病氣であるところの結核と一致してゐる。近時學生は勿論、莊丁にまで眼鏡使用者が激増し、殊に高校生はその七割といふ驚くべき多數が近視に冒されてゐる實狀は、正しい視力を必要とする他の建物等の許可申請の場合は、當局は

する部門の多い近代産業上、また國防上
眞に寒心中に堪へない重大問題である。

○近視の種類及び原因

卷之三

り見えなくなつた状態が近視である。これは、角膜(黒目)がいびつになつて起ることもあるが、通常近視といへば、眼球の軸が延びて起るものと指す。これは軸性近視と呼ばれるが、これには進行性近視(強度近視)と停止性近視(学校近視)と二種類ある。

停止性近視の原因は、今日なほ多少不明瞭な點もあるが、殆んど遺傳とは認められず、環境改善の努力で防止し得るものである。

この他、學童等が過度の勉強の際などに、一時的に視力減退を訴へるものに假性近視、眼精疲労等がある。これ等は近視に似た状態ではあるが、決して眞の近视ではないから休養乃至暗示等によつてたやすく軽快する。

近視の原因については、古くから遺傳説、近業説などがあり、新らしくは體力説が出てきた。

前述のやうに、進行性近視は遺傳によるものであることが明らかであるが、學

遺傳と考へてよい。

近視は近い處を始終見てゐる結果であることは疑ひのないことで近業疲労によるものである。これは充血、壓迫、重力等種々説明されてゐるが、たゞ如何な轉機で眼軸が延長するか、といふことが今日なほ明瞭を缺いてゐる。眼そのものの抵抗力は、體力に左右されるのであるが、一般に身體の弱い者、諸種の身體疾患を併有するもの、或ひは疾病恢復期等に近視が起るとも云はれてゐる。

(イ) 身體を丈夫にすること

○如何にして豫防するか

○如何にして豫防するか

遺傳と考へてよい。

近視は近い處を始終見てゐる結果であることは疑ひのないことで近業疲労によるものである。これは充血、壓迫、重力等種々説明されてゐるが、たゞ如何な轉機で眼軸が延長するか、といふことが今日なほ明瞭を缺いてゐる。眼そのものの抵抗力は、體力に左右されるのであるが、一般に身體の弱い者、諸種の身體疾患を併有するもの、或ひは疾病恢復期等に近視が起るとも云はれてゐる。

(イ) 身體を丈夫にすること

○如何にして豫防するか

後頸部に當る部分が少しく膨れ出した状態であつて、つまり竪膜といふ組織の抵抗力が弱い結果このやうな變化を生じたものと考へてよい。竪膜組織といふのは、全身の筋骨組織の性状と密接な關係があつて、骨組織や筋肉組織の虚弱な人は、同時に眼球の竪膜組織も亦弱いといふことが云ひ得る。それ故筋骨の虚弱な抵抗力の弱い人ほど、近視に罹り易いといふことになる。また逆に強い身體は近視を防ぐと云へるのである。

これには、衣服、住居を清潔に、衛生的に整備すると同時に、適切な休養と充分な栄養を心掛けねばならない。殊に發育期の少青年の栄養については、深い關心を持つべきである。單に空腹を充たすといふだけではなく、常に蛋白、脂肪、糖、ビタミン、カルシウム等必要な栄養素

なほ日本人は超出その他の寄生虫に
されてゐることが多いから、この點を
分注意しなければならない。

(八) 眼に良い照明

暗ければ、自然仕事の能率が低下する。例へば讀書等にしても、長時間を要することになり、その結果、眼を疲弊させ、今は又好く見るために顔を書物に近づけることになつて眼に無理な負担をさせる。そこで室内の明るさについては用意した注意が必要である。例へば窓の面積を大きくすることなども大切なことである。部屋の奥まで明るくするには、窓の奥行きに比して窓を高くし、できれば、窓の高さを部屋の奥行の半分位にするとよい。

また天井や壁はなるべく明るい白色、緑色等の淡色で仕上ることも大切である。作業場や、勉強机は窓とか、縁に近く据え、壁や障子等に面して机を置いて、机上に本立を置いて光線を遮らなければならぬ。いやうに注意しなければならない。また晴天の日でも、兒童生徒が、宿題後夕方ふと他へ招きとこにせり。

ならぬ。

(ハ) 眼に良い照明

注意しなければならぬ

らない。

(1) 動體を丈夫にすること

卷之三

○和可として嫌防するか

•

進まない。これは身體の發育期、學校生活期に起るので學校近視の名がある。さきの第二圖によつて如何に學習が近視發生と密接な關係があるは明らかであらう。

停止性近視の原因は、今日なほ多少不明瞭な點もあるが、殆んど遺傳とは認められず、環境改善の努力で防止し得るものである。

この他、學童等が過度の勉強の際などに、一時に視力減退を訴へるものに假性近視、眼精疲勞等がある。これ等は近視に似た状態ではあるが、決して眞の近视ではないから休養乃至暗示等によつてたやすく軽快する。

正規の販賣について、古くから皆著要校近視は遺傳的要素よりも、外的影響の方が、より大きく作用してゐるのである。から遺傳とはいへない。また家系によつては、如何に眼を酷使しても、誰も一向近視にならぬものある。これは眼の強い遺傳と考へてよい。

近視は近い處を始終見てゐる結果であることは疑ひのないこと、近業疲勞によるものである。これは充血、壓迫、重力等種々説明されてゐるが、たゞ如何な轉機で眼軸が延長するか、といふことが今日なほ明瞭を缺いてゐる。眼そのものの抵抗力は、體力に左右されるのであるが、一般に身體の弱い者、諸種の身體疾患を併有するもの、或ひは疾病恢復期等に近視が起るのも云はれてゐる。

18

が多いのである。かゝる姿勢にしておもは
近視の直接原因であるのは明瞭であるか
ら、極力やめなければならない。

長時間の近距離作業乃至體力不足の結果
は、ともすれば姿勢をくづし易い。また
机、椅子の高さが不適當な時、照明、印
刷が不良な場合、若しくは餘り硬い心の
鉛筆で小さい文字を書く場合には何れも
悪姿勢の習慣を生じ易いのである。勉強
は常に机に向つて、正しい姿勢で行はね
ばならない。寝床の中や、横臥して讀む
ことは絶対やめる必要がある。眼と書物
の距離は三十厘米を厳守しなければなら
ない。

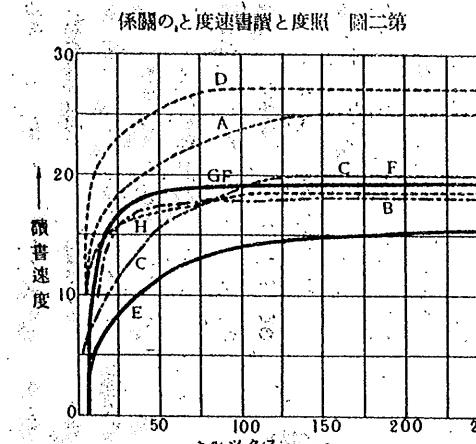
勉學時の姿勢を正しく保つには、前記
の諸原因を除くことが極めて必要である
が、それと同時に、學校では訓導、教
師、家庭では父母その他の指導者の不斷
の注意が肝要である。

本人は、しばらくして姿勢がくづれる

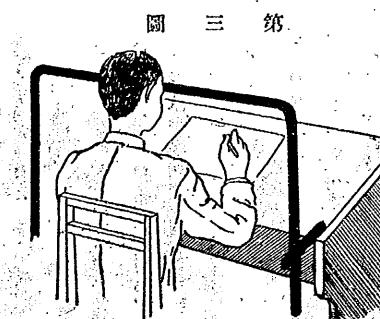


活字が餘り小さいこと、
た印刷が不鮮明なため
自然印刷物に眼を近づ
現に、國定教科書では
な注意が加へられてゐ
以外の實物についてま
（六）

關係のと度速書讀と度照 図二第



Illumination (Lux)	Men (Words/min)	Women (Words/min)
0	0	0
50	~50	~40
100	~100	~80
150	~150	~120
200	~180	~150
250	~170	~140



三

（二）姿勢を正しくすること
従来、机に向つた際に脊柱の不正彎曲
を防止することは、比較的注意されてゐ
る。しかし、机に向つた際に腰の衛生からいふと、机上の明るさは、眼の衛生からいふと、机上の明るさは、少くとも一〇〇ルクス以上にしたい。（ルクスは照度の単位）

(二) 漢書

者と協力して今春來その改善が行はれてゐるが、少くとも近親に罹り易い年齢のある者、の讀物は、すべて視力保護の見地から再検討が加へられねばならない。

近山耀忠年齢者の讀物、殊に各種の雑誌、單行本、新聞乃至學習参考書、辭書等の選擇の際には、印刷の點に充分の注意を拂はなければならぬ。なほ根本的に、は漢字制限、略字獎勵、或ひは假名文字、ローマ字等の重要な國字問題が残されてゐる。また印刷の問題は眼の衛生といふ見地から見ると改善を要する點が少くない。例へば常用漢字の制限と併せて、不良活字の淘汰、ルビの廢止、活字の構造の改良、規格の統一等その他多々あらう。

そこで、印刷物選擇の目標となる主な事項を簡単に説明すると、

第一は活字の大さである。児童に對する凡そ其の標準を示すと、

2

1

10

満七歳程度の

(十二) ポイント
満九歳程度の

満十歳程度の

兒童の眼に良い活字の大きさ

児童の眼に悪い活字の大さ

(八ポイント以下)

の活字は児童少年等には避けねばならない。また小さな文字が不適當なのである。

るから、近視罹患年齢の讀物には勿論假名ルビは用ひてはならない。

以上は視力健全なりと假定した場合
於ける最小限度の大きさである。従つて

實際には特に字體の多い文字を含む場合

卷之三

兒童に對する近視豫防術語

視力を

1 強いからだは近視を防ぐ

充分食へること。(2)月外ト
大きいに日光に親しむこと。(3)毎
規則正しく運動すること。

2 眼にも休養。續けて讀むな
(1)眼にも適當な休養の時間を與
ること。(2)勉強や讀書を、永く

けないこと。(3)こまかい作業や
勉強の間には、眼の疲れない遊
や仕事をすること。

3 姿勢正しく・机で勉強

牛身をすくと起して直面にすること。(2)眼と机との距離は三〇cm以上とすること。(3)疲労

4 り、寝床や乗物の中で、本を読
ぬこと。
書も夜も眼に夏い明り

(1) 充分明るい處で、勉強すること。

(1) 食物は、何んでも良くかん
充 分 食べること。 (2) 戸外に出
大 い に 日光に親しむこと。 (3) 毎
規則正しく、運動すること。
眼にも休養・續けて讀むな
眼にも休養・續けて讀むな
や仕事をすること。

夕方や天氣の悪い日などには、暗くなつてゐるのに氣づかぬことがあるから、特に注意せねばならない。(2)直射日光やギラギラするむき出しの電球は眼が疲れるから、さけること。(3)明りは、左上方から、とるのがよい。

5 読みよい見よい書物を選べ

(1)本や雑誌は、大きい文字のものを、選んで読むこと。(2)見にくい色刷りや、印刷の不鮮明なものは、読まぬこと。(3)文字は軟い鉛筆で、大きめくらべること。

6 時々受けよ視力の検査

(1)半年に一度は、視力の検査を受けること。(2)視力が一・〇以下であることを知つたなら、専門の醫師に相談すること。(3)近視の人には、正しいメガネを、常に用ひねばならぬ。

學校近視は極めて徐々に、度が進むのである。従つて、なるべく早期に近視を見る。少くとも半年に一度は視力を検査する必要がある。學校の毎年の身體検査で視力異常が通角簿に記載してあるから、その視力が一・〇以下となつてゐる時は速かに専門醫の再検査を受け如何な性質の視力異常であるかを明らかにせねばならない。それを放置しておけば遂に度が進んで、もはや回復し難い近視にまで進行してしまふのである。

近視の初期であれば、特に前記各項の注意に従つて度の進行を防止せねばならぬ。又すでに一定の度にまで進行してしまふと、眼鏡が必要とする時は、速かに正確な眼鏡を使ふべきである。しかし眼鏡を如何に正確に調製しても、前記各項の操作方法が徹底せねばやはり度が進むのであるからくれば、も注意が肝要である。

の一つである。

第三は色刷の場合である。色の対比は白と黒とはよいが、他の色の組合せの場合にはよく不明瞭になるから注意を要する。例へば赤い色の繪の上に、他の濃い色の説明文を重ねて印刷すれば見にくくなる。また種々の模様或ひは斑點の上に他の色の文字を重ねて印刷した場合も同様である。幼児の本を選ぶ際は、必ず文字が白地に刷られたものをとり、不明瞭のものは避けねばならない。

なほ印刷物に關して注意せねばならないことは、児童の書く文字の大きさである。これも一つの習慣であるから、餘り小さな字を書かぬやうにし、ノートの紙質も前述の如く選び、鉛筆は心が硬ければつい心を尖らし、字も小さくなり易いから、これは必ず濃い字の書けるものを使用させる必要がある。

2

戦時統制物資講座

4 商工省

石油

近代戦と石油

今回の歐洲動亂で、開戦前には少くとも數ヶ月は頑強に抵抗し続けるだらうと自他ともに豫想してゐたボーランドが、意外にも僅か一週間か十日の間に其の領土の大半をドイツ軍に蹂躪されたのは、全くドイツの優秀な機械化部隊の力によるものだといはれてゐる。

又今次支那事變の勃発したる戰果は、皇軍將士の勇武によることは勿論であるが、更に其の新鋭なる航空機、戰車、軍用自動車、艦船等の活躍に俟つところ極めて大な

ことは周知の通りである。

近代戦は實に「機械力の戰ひ」といふことが出来るが、更に一面近代戦の花形であるこれ等の新鋭兵器の原動力に揮發油、重油等の液體燃料による事を考へれば、また「液體燃料の戰ひ」と言つても過言ではない。

かやうに戦時の第一線に於ける液體燃料の役割は極めて大きなものがあるが、又駆後でも生産力擴充と轉換す

る物資の輸送等の重責に任じ、更に平時にも國力の基礎を爲す産業、交通等の隆盛が液體燃料と不可分の關聯を持つてたり、液體燃料は實に平戦兩時を通じ國力の源泉

を形成する貴重な資源といふべきである。
然るに液體燃料、殊に石油資源の世界に於ける分布を見ると、全產額の約六割がアメリカ合衆國內に、約一割がソヴィエト聯邦内に產出し、他の三割ばかりが他の諸國に分散してゐる状態である。更にこれを資本的に見れば其の九割近くが英、米兩國の石油トラストの支配下にある。か

やうに僅かに自給自足し得るソヴィエト聯邦を除いて、他の諸列強はいづれも國防上の重要資源たる石油を英米兩

國から仰いでゐるのであって、先の第一次歐洲大戦の際、フランスが「石油の一滴は血の一滴に價す」と悲痛な叫びをあげた程苦境に陥つた聯合國側へ、石油資源の豊富なアメリカ合衆國が參戰したことが、大戦の動向を決する大きな端緒となつたことは疑ふべもないところである。

この大戦の苦い経験によつて、各國は自國の手に石油

資源を確保する必要をますます痛感し、各種の方策を講

じ苦心を重ねてゐるのであるが、現在のところではもはや獲得すべく残された海外資源は稀であり、或ひはつてもさう有望なもの期待出来ないので、石炭等から人

工的に石油を製造するとか、又は石油に代るべき燃料を何等かの方法を以て製造することが要望されてゐるのである。石油資源に恵まれない諸國はそれより、自國の国情に應じた方法によつて燃料政策を樹立し、幾多の困難を排して着々これを實施し、英米依存の石油事情を脱却しようと努めてゐるのである。

事變前の燃料對策

わが國に就いて見ると、石油の需要量は事變前迄は逐年著しい増加を示し殆んど止る所を知らぬ有様であつたが、之に對して供給の方は一向擴はず僅かに一割にも足らぬ數量を國產の原油から求め得るといふ心細い狀態であつた。こんな狀態は國防上、產業上の見地から誠に憂慮に堪へぬ所であつて、燃料問題は夙にわが國官民の間に調査、審議され種々施設されたものもあるが、昭和九年に於ける石油業法の制定を機として急速に各方面に進展しこのはゆる「燃料國策」なる言葉によつて朝野に喧傳されるに至つたのである。その「燃料國策」の内容として施策さ

れたものの中主要なものを列舉すれば次の通りである。

(一) 石油業法の制定

石油輸入の調整及び石油精製業の統制ある振興を圖ることを目的として、石油精製業及び石油輸入業を政府の特別の監督下に置き、事業の合理的遂行及び石油市場の統制を企図し、併せて國內に於ける石油の供給を確保する爲め石油精製業者及び石油輸入業者に對し年間輸入量の半額の石油を常時保有する義務を負はせることとし、昭和九年石油業法を制定した。

(二) 海外石油資源の開發

北樺太石油利權その他の海外石油資源の確保開發に意を注ぎ特別の方策を講じてゐる。

(三) 國内石油資源の開發

國內資源の開發に關しては夙に助成金を交付し大いに奨励に努めたのであるが、昭和十三年石油資源開發法を制定し、銳利保護の見地から政府が積極的な監督を爲し又試掘助成金を交付する等の措置を講じて極力増産を圖つてゐる。

(四) 人造石油製造事業の振興

五、六年後であれば液體燃料に關する考へ方はよほど現在とは異つたものがあつたらうと考へられる。

事變後の石油統制

そこで次に支那事變と石油の問題に關して述べることとなるのであるが、さきにも述べたやうに石油は重要な軍需品であり、しかもその大部分を外國からの輸入に仰いでゐるのであつてその輸入に要する金額は極めて莫大に上るのである。事變勃發後一方に於ては膨脹せる軍需を充足せねばならぬと共に他方輸入數量を抑制して海外拂を極力少くすることに努めねばならぬのであるから、この二つの目的を同時に達成する爲めには石油の輸入・生産・配給消費・輸出等の全般に亘つて計畫的な統制を行はねばならぬこととなつたのである。

即ち輸入については物動計画に基づき軍、民需を調整し資金計畫の範圍内で必要數量の確保に遺憾のないやう、買付、配船に至るまで政府の統制を受けさせることとし統一した方針の下に石油の輸入を實施してゐる。

わが國の人造石油事業については裏に關係各省間の協議により日滿を通じ昭和十八年に人造石油約一百萬噸の供給確保を目標とする七ヶ年計畫を樹立し、その實現を期する爲め昭和十二年に人造石油製造事業法と帝國燃料興業株式會社法を制定し、人造石油製造事業に對し獎勵金の交付、税の免除、所要資金調達の援助等各種の助成を爲すと共に、他方事業の全般に亘つて監督、指導を行ひ以て事業の健全な發達を圖ることとなつた。

(五) 代用燃料の普及

次に石油に代るべき燃料即ち代用燃料の普及を圖ることが肝要と認められるので、昭和十三年から法律によりアルコールを揮發油に強制的に混用せしめる制度を實施し、又薪炭瓦斯發生爐については一臺當り約三百圓の獎勵金を交付して大いに使用普及に努めてゐる。

以上のような諸方策により液體燃料の自給自足を目標として綜合的國策の實施に邁進することとなり、漸くその結果就いたばかりで未だその成果を見ないうちに、今次支那事變の勃發を見たのである。若し事變の勃發がもう

又石油の輸出はその性質上殆んど支那、滿洲等いはゆる四プロック向に限られてゐるが、これまた物動計畫の定める所に従ひ、支那、滿洲等の現地機關と連絡の下に必要な數量の輸出を確保すると共に、すべて石油の輸出は政府の定めるもの又はその承認を受けたものだけ爲し得ることとし不必要な輸出を抑制することとしたのである。現下の事態に一滴の油と雖も無駄に出来ぬことはいふまでもないが、この趣旨から原料油の使用については、製品の用途等を考慮し適性原油の選擇に留意することも亦肝要である。また國產原油は最も貴重な國內資源であるに拘らず、從來その使用については比較的無関心の嫌ひがあり、極めて舊式の裝置で不合理な精製を行つてゐるものも少くない。しかもこれ等の原油の中には高性能の航空機用の油の原料として好適なものも少くないのであるから、この活用については過去の經緯に因はれず精製設備とも照應して有效に利用する方法を考へる必要があるのである。

次に一般消費の方面についてであるが、軍需の充足と國際收支の適合と云ふ見地から民需に充てられる石油の

輸入數量は著しく減少させられるに至つた。

石油の供給の大半を輸入に仰ぐわが國の現状では、輸入數量の減少は即ち一般的に需給の不均衡となり、需給の不均衡は即ち止度ない價格の暴騰を招來すべく、又必需要缺く可からざる方面への石油の供給を不圓滑にして、産業上、交通上重大な支障を來す虞れがないとはいへない。そこでその弊害を未然に防止する爲めに、時局に鑑み緊要と認められぬ用途への石油の流出は極力抑制すると共に、他方必要な方面への供給は出来るだけ圓滑にし、限られた數量の範圍内で最も効果的に石油を使用するやう特別の方策を探らねばならない。そこで他の諸物資に想けて切符制度による消費規正が昨年五月から實施されてゐるのである。これは「輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律」に基づく商工省令「揮發油及重油販賣取締規則」によつてゐるのであつて、揮發油と重油の消費は、時局との關聯性を考慮しその用途により異つた率で規正され、之に應じた購買券の交付を受けるのである。一方販賣者はこの購買券と引換へでなければ揮發油や重油を

販賣することが出来ないから、自然揮發油と重油の消費は購買券の數額に依り限定されるわけである。

石油の消費規正は實施以來今日まで規正率を次第に高めて來たのであつて、これが産業、交通に及ぼす影響も決して少くないのであるが、幸ひ各方面の理解ある協力を以て設備の轉換、經營の合理化等の措置によつて極力その影響の緩和を圖つてゐる。

切符制度の弊害としてよく言はれることは、切符は握つたけれども現物が貰へないと云ふことである。又揮發油、重油以外の石油即ち燈油、輕油、機械油等については購買券制度を採つてゐないので、これまた必要な方面への現物の配給が不圓滑であるといふやうな場合が起らぬとも限らないのである。こんな現象は部分的に物が偏在して流通しない場合に起りがちなもののであるから、これを防止する爲めには現實に物の流れる機構を適切且つ簡易に改める必要がある。その爲めには先づ第一に全部の石油についてその配給源を一手に把握してこれを消費方面の狀況と睨み合せて計画的に配給をする必要がある。

これは到底從來のやうな各社まちの配給機構によつては望み得ない事であるから、今回その機構を改革して中央に一の共販機關を組織し総合的計畫に基づく一元的配給に當ることとなつた。そして此の貯水池から石油を流す第二次以下の配給機構についてはそれより現實的事態に即して合理的な仕組を整備することになつてゐる。なほ以上のやうな配給統制に法的基礎を與へる爲め本年九月「輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律」に基づく商工省令「石油配給統制規則」が制定公布されてゐる。以上述べたこれ等の統制は現在のところ當分の間は容易に緩和される見込みが立たないだけではなく、寧ろ更に強化されることも覺悟せねばならない。従つてその対策としても輸入、生産、配給、消費の全般に亘り更に積極的に根本にまで立ち入った合理化を圖る必要があると思はれるのであつて、例へば生産設備の合理的操業を圖るとか、又輸入、配給の方面に於ても更に合理化を圖る餘地が少くないと思はれる。そしてその合理化は決して個々の企業の採算を維持すると云ふやうなものではなくて、

國家須要の産業としての石油事業全體の基礎を鞏固にする爲めのものでなければならない。以上支那事變勃發後の應急的措置として輸入から配給、消費に亘つての統制の概略を述べたのであるが、最後に液體燃料の生産統制について述べることとしよう。事變下に於ける生産の統制は、生産を時局目的に向つて規正しこれを計画的に遂行することである。従つて時局產業につつていへばいはゆる生産力擴充であつて、液體燃料についていへばいはゆる自給自足を目標として打立てられた燃料國策の遂行そのものに外ならない。即ち石油資源の開發人造石油事業の振興、石油精製等の合理化等、さきに燃料國策の内容として述べた事項は他の諸國策と調整を圖りつゝその完成に向つて萬難を排して邁進せねばならない。

燃料國策はその計畫の進行途上に於て事變に遭遇し、爲めにいろいろな困難に逢着したが、他面その重要性に對する認識をいよいよ高めたことと思はれる。官民協力一致所期の目的の達成に一層努力する必要あることを痛感する。

☆ 経済戦と金の動員

と空軍力とを使つて躍起となつて海洋封鎖に努めてゐるのも敵國に物資の供給量に限度がある以上はどんな辛苦をしのんでも國家に最も必要なものから順々に所要物資を供給し、足させるわけには行きません。物資

の入らぬやうにす
には英國で獨貨拿だ
ます。
來二年有餘を経過
政權が我に抵抗す
れを膺懲するの
的である新東亞を
支を一體とする經
とは當然でせう。政府は物資動員計
畫を樹てて物資の供給可能量を量り
これを先づ軍需生産力擴充し輸出
増進に、といふ風に優先的に順次に
供給する方策をとり、これに依つて
物資の需給の適正を圖つてゐるわけ
さうして物資共合量の增加を圖るべ
他方その供給量の増加を圖るべきこ

航空機、火焰戦車などと、兵器の發達が著るしく、従つて兵器の消耗力も著るしく増大してゐる今日の戦争では物の重要性は非常に大きくなつてます。戦ひに勝利を得るのに、物の量と質とが大きな役割を演ずることは改めて説くまでもありますまい。

さき程新聞紙上で米國の中立法の改正が問題となつたのも、一つにはこれによつて米國の物資、殊に航空機その他の軍需品を英佛が使用出来ることになるか、どうかといふ問題が、あつたからです。また英獨が海軍力では、凡ゆる方面の需要を十分に満

るためです。最近には英國で獨貨食捕令まで出してゐます。

支那事變勃発以來一年有餘を経過した我が國は、蔣政權が我に抵抗する限り、あくまでこれを膺懲するのは勿論、聖戰の目的である新東亜を確立するには、日滿支を一體とする經濟力の割期的進展を圖る必要があります。即ち戦闘行爲の遂行と經濟建設の必要から、我が國に於ける物資の需要は非常に増加してゐるのであります。つて、今日のわが國の物資供給能力

とは當然でせう。政府は物資動員計畫を樹てて物資の供給可能量を量りこれを先づ軍需生産力擴充・輸出増進に、といふ風に優先的に順次に供給する方策をとり、これに依つて物資の需給の適正を圖つてゐるわけです。

さうして物資供給量の増加を圖るために先づ日滿支一體の大規模な生産力擴充計畫を立て、品目からいへば我が國に最も重要な鐵石炭銅・亞鉛・錫・アルミニニウム・石油・代用燃料・バルブ・羊毛・工作機械等を主

眼とし、地域的には最も擴充に適合した地を選び、これに必要な資金、物資、労力の調達について種々の措置を講じて居ります。

しかし現状では石油、銅その他の軍需資材、又は生産力擴充に必要な物資であつて、どうしても海外から輸入しなくてはならないものが相當あります。ですから生産力の擴充と共に輸入力を増進することが極めて大切なのです。

外國から物資を輸入するには、外國に對する輸出貨物の代金で以て物資を買ふのが常道です。従つて輸入力が増進するには、輸出を増進する力が先づ必要です。幸ひ、わが國の輸出貿易は、最近、これまでに比較して最も進歩を遂げてゐます。即ち良子な經過を辿つてゐます。

これは官民一致の努力の賜ものであつて、これは勿論ですが、歐洲動亂の勃發に依つて交戦國の輸出力が減退したのも大きな原因となつてゐるものと思われます。従つて此の機を利して大いに進展を圖りたいと思ふのであります。

我が國全體の輸出高は三十四億五千餘萬圓に達し、前年同期に比較すると八億八千餘萬圓の増加となつて居ります。また貿易尻も六億六千餘萬圓の輸出超過となり、前年同期に較べて六億一千餘萬圓の増加となつてゐます。これを圓ブロックを除いた第三國との關係について見ても、本年十一月中旬までの輸出高は十五億四千餘萬圓に達し、前年より二億三千餘萬圓の増加を示してゐま

るほど歐洲動亂が勃發して輸出増進の絶好機ではあります。が、わが國が強化・東亞經濟の建設開発等に、多大の生産設備と巨額の物資、労力、資金を要することは云ふまでもない。しかし日米通商航海條約の廢棄通告によつて、明年以降の日米通商關係の推移には慎重に考慮を要するものがあります。また歐洲戰争が勃

發した結果、交戦國の軍需資材の需要が膨脹し、それを中心として一般に物資資材に對する需要が急激に増加したため、米國その他海外に於ける原材料その他の物資の供給が窮屈且つ不圓滑となり、その價格もかなり著るしい騰貴を示してゐるのであります。従つて海外から輸出用原材料を入手することは、非常に困難となるものと覺悟しなくてはなりません。また今日では、交戦國や中立國は、各種の輸入制限を實施して居りますから、今後の第三國貿易には十分な警戒と用意と努力とが必要だと考へられます。

更に從來國內で自給自足してゐたた
物の中にも天候その他の自然的條件
の惡化等に禍くわいされ、供給が不圓
滑くわらとなつて來たものがあります。
即ち夏以來の渴水のため電力は不足
し、石炭も不足となつて居ります
が、中には米のやうに朝鮮の大旱害
によつて造酒石數の節減せつげん、七分搗の
勵行だけでなく、外米を輸入せね
ばならなくなつてゐるものもあります
す。

聖戰士で二年八ヶ月、與亞の進軍譜は、なほ高つかに鳴響いてゐる。この時、前線の將兵は、何を考へ何を感じ、何を求め何を訴へようとしてゐるであらうか。その生しい感懷を統後の國民に傳へるのが本特輯號の使命である。前編は「我等の文字」の活字となるのを待つてゐる。前線の呼聲は、直ちにこだまとなつて反響させねばならない。

開きが出来ましたので、この差益を財源として、去る十一月十一日に増産金買上價格割増制度を設けました。この制度は先づ、政府への新産金の賣却量が昭和十三年年度に比して増加した者に對し、一旦その増加部 分に限つて本年度は一瓦當り二圓、明年度以降は増加部分の中昭和十三年年度の新産金賣却量に対する一定割合を超える部分に對しては一瓦當り二圓、その割合以内的部分に對しては一瓦當り一圓の割増金を交付してこの割増金を直ちに日本銀行に提供させ、これをそのまま日本銀行に集めて、これを財源として昭和十三年に比して増産した金礦山に分配するのです。これによつて年々増加するる金の増産に一層の拍車をかけること

とが出来るとと思ひます。勿論これは慢然産金業者の利益を圖るといふの増加を圖る爲めには是非この程度度の助成が必要なのであつて、結局國庫の家全體の利益を圖つた措置であります。

しかし我が國の金現送額が昭和十二年は八億六千萬圓に、昭和十三年は六億六千萬圓に上つてゐることを考えてもわかるやうに、今日の金の必要性に鑑みれば新產金の増加を圖ると同時に民間に在る金の政府への集中にも更に一層努力しなければなりません。去る五月地方廳を中心として開始した金集中運動は、國民の熱誠な協力によつて甚だ好成績を挙げ、五月以來十一月までに銀行その

他の取次機關を通じて政府に金を賣却された數は百五十萬人を突破してゐるのであります。去る七月一日を期して行つた金保有状況の調査の結果は、金所有者は全國有りに約三百萬世帯に上り、その所有者も巨額に達してゐます。そこで先般來その徹底的集中を圖ることになつたのであります。先づ第一に金所有者に「時局重大性に鑑み所有の金を政府へ賣却されたい旨の勧奨狀を發しました取扱店のない町村には一定の日に取扱機關を出張させて賣却者の便宜を圖ることとした外、各府縣の金保有状況調査委員等を動員して戸別に金の政府への提供を勧めるなど、適切な方法に依つて金賣却の強調運動を行ふこととなりました。

入するにしても從來よりも相當多額の資金を必要とするやうになりまし

次第は前線特種競走です

特にことはある迄もないことと思ひ

ますが、世上或ひは、歐洲動亂の結果
ロンドン市場の金塊相場が暴騰し

たために、わが國の金の買上價格も
引上げられるのではないか等と考へ

る人もあるたのではないかと思ひま
す。しかし既に、逸早く率先して金

を政府に捧げた國民は百三十萬人

を突破し、その額も非常な巨額に上

つて居ります。これを思へば、今

日其の買上價格の引上を行ふこと

は、これ等國の赤心を吐露した國
民との均衡を失するのみならず、國

内諸般の事情から推してもかやう

なことが行はれないと思ひま
す。

どんな必要な物でも調達できる

「金」は經濟戰に於ける最も有力な武
器であります。ナボレオンは戦ひに

必要なものは一にも二にも亦三にも

金であると言

づたといふこ
とです。又英

國が參戰直後
に國內の金を

總て政府に提
供させたと言

ふことは未だ
耳に新らしい
所でありませ
う。

國民各位は
所有する總て
の金を國家に

提供してそ

の武器の力を最も有效に發揮せしめ
られんことを希望します。

「金」は經濟戰に於ける最も有力な武
器であります。ナボレオンは戦ひに

必要なものは一にも二にも亦三にも

金であると言

づたといふこ
とです。又英

國が參戰直後
に國內の金を

總て政府に提
供させたと言

ふことは未だ
耳に新らしい
所でありませ
う。

國民各位は
所有する總て
の金を國家に

提供してそ

(寫) (眞) (週) (報)

十一月六日號が出ました

☆南へのびる日本の翼

日泰親善機「やまと號」東京飛行場出發

★北海附近の奇襲上陸

★南京に幕を上げた興亞劇團

★歐洲の銃後を譲る女性たち

★牛とモンベさん

★ボーナスの行方

★捕り出せ家庭の資源局

★児童科教室

★ダグラスD.C.型旅客機

★陳傷—家庭を篠其の十四

★讀者のカメラ

一定價十錢

六大都市の店舗數と その種別

物の國勢調査に見る

經營ノ形態別店舗數						
	小賣店	生產小賣商	卸小賣商	露店行商	卸賣商	
總數	27,206	19,391	4,278	1,608	1,236	666
16,189	13,063	873	864	908	386	
11,115	7,772	166	186	1,833	1,052	
11,005	8,216	180	2,026	98	481	
10,692	3,091	6,256	257	834	688	
9,130	8,150	36	695	3	148	
8,629	2,822	14	767	227	4,841	
8,093	5,789	404	710	517	576	
7,367	4,950	23	115	1,813	936	
6,594	3,572	534	821	278	929	
5,887	2,890	127	311	1,074	1,340	
5,296	4,804	36	565	18	63	
5,767	3,682	691	240	382	811	
5,366	3,998	193	639	216	866	

經營ノ形態別店舗數						
	小賣店	生產小賣商	卸小賣商	露店行商	卸賣商	
總數	4,727	3,812	889	167	273	78
3,737	1,813	44	322	302	1,642	
3,332	1,286	997	41	639	350	
3,258	2,652	269	148	163	31	
2,412	1,874	90	364	20	33	
1,770	462	2	166	68	906	
1,579	1,174	149	114	60	71	
1,563	1,498	8	71	1	26	
1,487	809	9	49	319	290	
1,123	447	474	66	64	56	
1,111	640	78	136	22	129	
1,085	901	26	123	15	19	
972	750	43	102	20	60	

本年八月一日現在を以て全國一齊に施行された物の國勢調査の結果がこの程、内閣統計局から發表された。今回の發表の分は、わが國六大城市の營業の種類及び經營の形態別店舗数だけで、物の國勢調査としては極く一部に過ぎないが、世界にもの種の完全な調査を行つた例もないほどで、これによつて國民生活に直接な關聯をもつ衣、食、住に必要な物資が如何なる配給機關を通して配給されるか、初めて明らかにされ戰時體制強化の上に貴重な資料を得たわけである。

本調査では主に營業の種類を、米穀販賣

賣、菓子パン類販賣から酒類、調味料、

清涼飲料販賣、履物和傘販賣、薪炭販

賣、葉其野酒類和米古荒鮮紙、紙製洋鹽、薪炭販賣

賣 古物商に至る四十八種に分け、一方
經營の形態別店舗数では、小賣店、百貨
店、生產小賣商、卸小賣商、露店行商、卸賣
商、貿易商、產業組合、消費者團體の共同

販賣、その他の共同購買及び共同販賣、
物品買賣の仲介の十一種類に亘り詳細な
數字があげられ、今までほつきしなかつ
た商業組織の全面が一目瞭然となつてゐ
る。流石東京は店舗数は顯然多く二十二
萬九千八百八十七軒で、第二位の大阪の
十二萬一千三百六軒を遥かに離し、小賣
店数でも十三萬三千四百四十四軒で、大

阪の七萬五百八十三軒とは非常な相違を
示してゐる。ところが店舗数だけについ
て世帶数一千に對する比率を見ると、
△名古屋百九十一軒、△京都百八十
軒、△大阪百七十九軒、△神戸百七十
軒、△東京百六十七軒、△横濱百六十
軒、△横濱百六十軒。

と興味ある順序を示してゐる。

本調査で直ちに目立つことは、飲食料
に關する販賣店の多いことで、全店舗数
に比して殆んど半分を占めてゐるほど
で、東京四割三分、横濱五割四分、名古
屋四割三分、京都四割五分、大阪四割三
分、神戸四割七分となつてゐる。中でも
斷然多いのは菓子、パン類販賣店である
點などは戰時下砂糖統制の強化されつゝ
ある昨今深き示唆を與へてゐる。さらに
京都が他市に較べて呉服屋がほどをきか
せ、名古屋が履物屋の多數を誇つてゐる
のは面白い郷土的對象であらう。

なほ百貨店は東京の二十六軒を筆頭

に、横濱四軒、名古屋六軒、京都十一軒、

大阪十一軒、神戸三軒で店舗数全體から

は非常に小さな數字である。

この「物の調査」が完全な集計となつて

発表されるのは明年末と想はれてゐる。

〔註〕この表は、營業の種類については各都府別に

最も多いものから第十三位まで選び、經營

の範囲では生なる五種を抽出した。

●前回では生なる五種を抽出した。

大 販 市				
經 营 の 形 態 别 店 舗 数				
總	小賣店	生產小賣商	卸小賣商	露店行商
14,297	10,623	1,841	402	1,026
9,353	7,629	644	305	457
7,104	3,801	90	76	1,913
6,509	5,030	91	1,047	57
4,971	2,282	73	301	593
4,805	1,862	9	251	120
4,752	1,882	2,034	205	112
4,701	3,094	190	272	294
4,384	4,027	9	210	2
3,821	2,210	203	306	72
3,416	1,937	25	56	714
3,162	1,495	184	138	83
3,160	2,216	93	296	54

大 販 市				
經 营 の 形 態 别 店 舗 数				
總	小賣店	生產小賣商	卸小賣商	露店行商
4,506	3,303	609	134	300
2,713	2,171	205	106	146
2,239	1,379	63	31	440
2,085	1,585	21	390	26
1,956	505	1	107	227
1,687	753	20	73	174
1,515	1,350	2	95	1
1,338	522	706	45	14
1,330	908	48	62	78
1,157	642	6	30	382
865	618	65	64	17
803	647	11	77	419
681	568	30	24	24

備考：宜營ノ販賣所及官營ニ該スル販賣所ヲ除ク

市 横 濱 漢				
經 营 の 形 態 别 店 舗 数				
總	小賣店	生產小賣商	卸小賣商	露店行商
4,298	3,834	614	145	156
2,499	1,938	239	86	179
2,491	996	1,213	64	146
1,809	1,493	31	208	18
1,427	1,235	7	128	54
1,392	603	58	18	36
1,070	778	71	74	72
943	290	587	12	30
851	213	29	4	584
849	641	112	5	11
799	341	57	101	170
624	313	121	31	35
599	518	42	9	15

市 漢 漢 漢				
經 营 の 形 態 别 店 舗 数				
總	小賣店	生產小賣商	卸小賣商	露店行商
6,892	5,195	762	244	456
3,508	2,638	349	172	256
2,523	1,683	304	57	387
2,285	1,643	84	447	70
2,171	1,091	40	123	567
1,792	514	6	139	32
1,765	602	889	99	181
1,700	1,164	155	145	53
1,655	1,470	18	68	1
1,641	539	4	120	174
1,462	682	156	164	32
1,296	922	149	48	87
1,284	1,116	25	100	22

36

英佛の獨貨拿捕令公布

外務省情報部

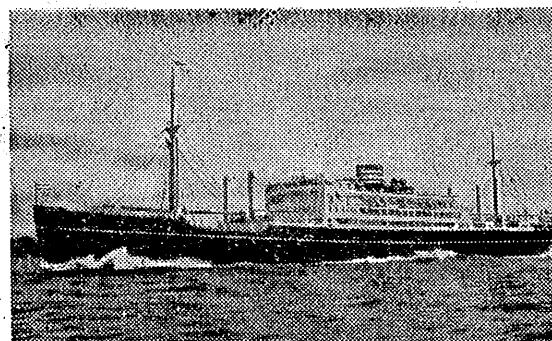
照國丸撃沈の日に獨貨拿捕を旨明

十一月二十一日、わが郵船會社所屬の照國丸が、イギリス東海岸のハルウィッチ沖に於て機械水雷に觸れて爆沈された。此事は、わが國に非常な衝撃を與へたのであつた。

丁度その日の午後、イギリスの下院に於てチャーチバレン首相がアトリー労働黨首の質問に答へて、イギリス政府はドイツの通商破壊戦に對する報復として、ドイツからの輸出品を公海上に於て拿捕するに決した旨の強硬決意を表明した。

左の如き要旨の演説を行つて、全世界に大衝動を與へたのであつた。

『最近の三日間にドイツの機雷に觸れて沈没した商船は十隻以上の多きに達し、その中の六隻は中立國の商船であり、またこれに伴つて人命の損傷も多大なものがあつた。海牙海戰法規に於ては敷設水雷を使用する場合は平和的な海運の安全を確保するため、あらゆる注意を拂ふ旨の規定が設けられて居るが、ドイツ自身はこの海戰法規の參加國であり、更にドイツ政府は去る九月十七日右法規を遵守する意図である旨を聲明してゐるのである。機雷に對する規定こそ海牙海戰法規の最も重要な部分といふべきである。即ち機雷戰術は軍艦と商船との間に、乃至は交戰國の船と中立國船舶との間に何等の區別をもつけ得ないからである。海牙海戰法規中には機雷に關する各種の規定が存す。



るが、ドイツ側は機雷敷設に當つてこれ等の規定を一つとして遵守せず、遂に余が前述したるが如き多大の悲惨事を惹起するに至つたのである。これ等の攻撃は屢々無報告を以て行はれ、更にドイツ自身も参加して居る潜水艦使用に関する法規を完全に無視し且つ最も基本的な人道に反して行はれた。かかる事態に鑑み政府はこれ以上これ等の行為が何等の報復も受けずして依然續行されるのを黙過する譯にはゆかない。義の大戦に於てイギリスはドイツ潜水艦の商船攻撃に

獨貨拿捕令の内容

對する當然なる報復手段として、ドイツからの輸出貨物並びにドイツ人の所有にかかる貨物を公海上に於て拿捕する措置に出したこととこの際想起すべきである。ドイツ側の屢々に亘る國際法無視及びに慘害なる暴虐行為に鑑み、政府は今回再び同様の措置をとることに決定した。この決定は近く勅令を以て公布されることとならう。』

かくて二十八日、イギリス政府は左の如き獨貨拿捕令（對獨商報復令）を公布した。

「英國政府は國家の自由且つ平和的生存を續けんとする根本的権利を擁護する爲め武器を執つて起つて止むなきに至つたにより、且つドイツ軍はドイツも參加せる一九三六年の潜水艦使用制限議定書の規定を侵犯して英國、聯合國及び中立國の商船を頻に撃沈し居るにより

且つドイツも参加せる一九〇七年の海牙條約の規定並びに人道上の義務に違反してドイツ軍が無差別に且つ豫告なくして敷設せる水雷によつて英國、聯合國及び中立國の商船が撃沈されるにより

且つ之等商船の撃沈が國籍、行先、或ひは積荷の所有者の性質及び其の行先の如何を問はず實施され居るにより

且つ之等の行為は既に英國、聯合國及び中立國の非戦闘員の入命に重大なる損害を來し居るにより

且つドイツ政府が戦争に關する法規、慣習、中立國の権利及び人道の義務を無視し武力を用ひ、恣に聯合國及び共の他諸國間の海上通商全般を破壊せんとの方針を計畫的に開始せる事は明白なるにより

且つドイツ政府の斯る行為は英國政府に疑ひもなく報復の権利を與へるものなるにより

且つ英國の聯合國は今回公布されるるドイツとの通商制限に関する方策に共同動作を探るにより

英國皇帝は枢密院の諮詢を經て左の命令を發す

第一條 敵國及び敵の占領又は支配下にある地帯の港より

本令の規定に拘らず何時にも該貨物の賣上金を支拂ひ、又は該貨物の拿捕を解除することを得

第四條 本令の適用されるべき凡ゆる場合に際し拿捕に關する現行法規並びに慣習は適用可能なる限り之を適用すべし

第五條 本令の規定は本令とは別個に船舶又は貨物が拿捕又は没収せられるを妨げざるものとす

第六條 本令に「敵國産の貨物」と謂ふは其の產地が敵の占領又は支配下にある地域を包含し、又敵の所有に屬する貨物と謂ふは斯る地域に居住する人の所有に屬する貨物を含むものとす

第七條 本令による審理は「九三九年捕獲審檢所の規定の適用によつて裁判権を有する如何なる捕獲審檢所に於ても之を行ふことを得

第八條 本令に「英國の港」と謂ふは「九三九年捕獲審檢所規定の適用される捕獲審檢所の管内にある凡ゆる港を指すものとす

なほフランスも同じく二十八日を以て同じ内容の獨貨

拿捕令を公布したのであつた。

拿捕令の細目規定

英佛の獨貨拿捕令は公布と同時に即日實施されたが、その實施に關して、二十八日イギリス經濟戰省は左の如き細目規定を公表した。

一、ドイツの輸出品拿捕に關する聯合國政府の決定は、ドイツ及びドイツに隣接する諸國より出港する船舶全部に對してドイツ向け船舶同様の制限を受けることを意味する

一、海運業者は其船舶が下記英佛のいづれかに入港するやう勧告する。

カーケウオール(英)ダウソス(テムス河口一部)(英)ダンケルク(佛)ル・アーヴル(佛)

地中海及黒海諸港より出港する船舶にあつてはマルタ(英領マルタ島)ハイファ(シリア)ボートサイド(エジプト)ジブラルタル(英シブラルタル)マルセイユ(佛)オラン(佛領アルゼリア)、自發的に上記諸港の何れかに廻航せざる船舶は検査の爲め廻航を強制せられる事あるべし

り十二月四日以後出港せる商船は如何なるものと雖も斯る港に於て積載せる貨物を其の種類を問はず英國又は聯合國の港に荷揚することを要求せらるべき

第二條 十二月四日以後敵國の港以外の港より出發せる商船にして敵國産の貨物又は敵の所有に屬する貨物を積載せるものは斯る貨物を英國又は聯合國の港に荷揚することを要求せらるべき

第三條 前條の規定に基づいて英國の港に荷揚せる貨物は捕獲審檢所長の管理の下に置かるべく、同審檢所が之を政府の用に供する爲め發するやう命ぜざる限り同審檢所の指示に從て抑留又は賣却せらるべし本條の規定に従つて賣却せる貨物の賣上金は審檢所の勘定に入れらるべき

平和克服後斯る賣上金及び抑留して賣却せざる貨物は審檢所が適當と認める方法を以て處理さるべき

(イ) 若し貨物が本令の公布前に中立國の所有に移れることが審檢所に於て充分證明せられ

(ロ) 英國政府の所管官吏の承認を得たる場合審檢所は

一、政府は之等の方策の結果として海運が不當に遅延することを防止する爲め凡ゆる努力を続けるであらう。

二、捕獲検査所は(イ)一九三九年十一月二十七日以前に中立國の所有に歸した場所に於ける船舶の所有権を判明した場合、或は

(ロ)政府の適當なる官吏(英事務官)が該官吏は次の場合のみ之を考慮す

(イ)貨物が一九三九年十二月十二日以前に最後の中立港を出帆したる船舶に積載したるものなる時、或ひは(ロ)該商

品賣買の契約が一九三九年十一月二十七日以前に成立し

其の契約により買取人が積荷の際又はそれ以前に貨物の所有權を移轉することとなつて居り且つ積込に先立つて代金の支拂を了し其の貨物は一九四〇年一月一日以前に最後の中立國を出帆したる船舶に積載されて居るものな

る時

つては検査官(英事務官)は該官吏は次の場合のみ之を考慮す

か或ひは貨物の拿捕を解くが何れかを命ずる權能を有し

得た場合には何時にも拿捕せる貨物の賣上金を拂戻す

か或ひは貨物の拿捕を解くが何れかを命ずる權能を有し

得た場合には何時にも拿捕せる貨物の賣上金を拂戻すことな

きを願ふ商人は貨物の原產地並びに所有者に關する證明書を關係諸國駐在の英佛領事館當局より發給を受け之を

商品と共に商船に積載することを勧告する

一、若し完成品の價値の七十五パーセント以上が中立國の

從つて、各中立國が英佛のこの措置に對して難れたる非難を放つたのは當然のことであつた。既にチエンバレン英

首相の演説によつて、二十

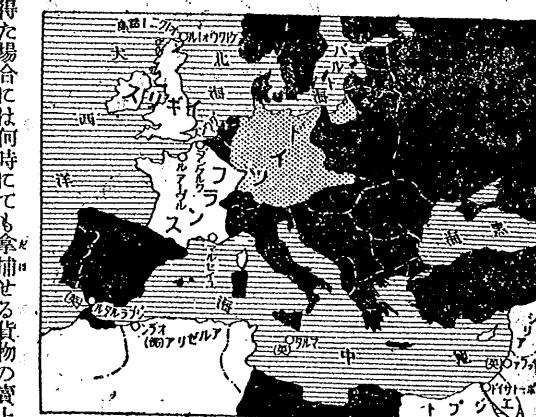
機雷拘束布を俟たずしてイタリアを

オランダ、ベルギー

等の諸國は英佛兩國政府に對して抗議を行ひ、或ひは抗議

を行ふべく決定したと傳へられてゐる。

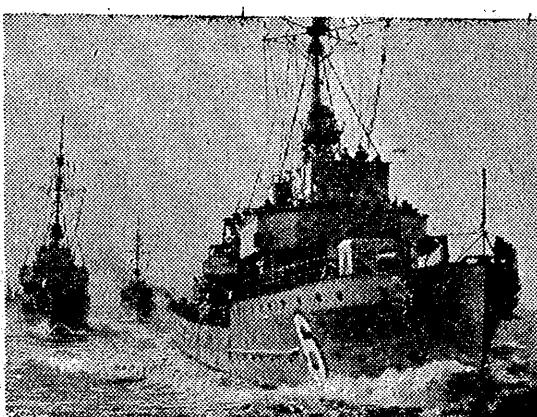
帝國政府は、イギリス政府の右の措置が假に一步を譲つ

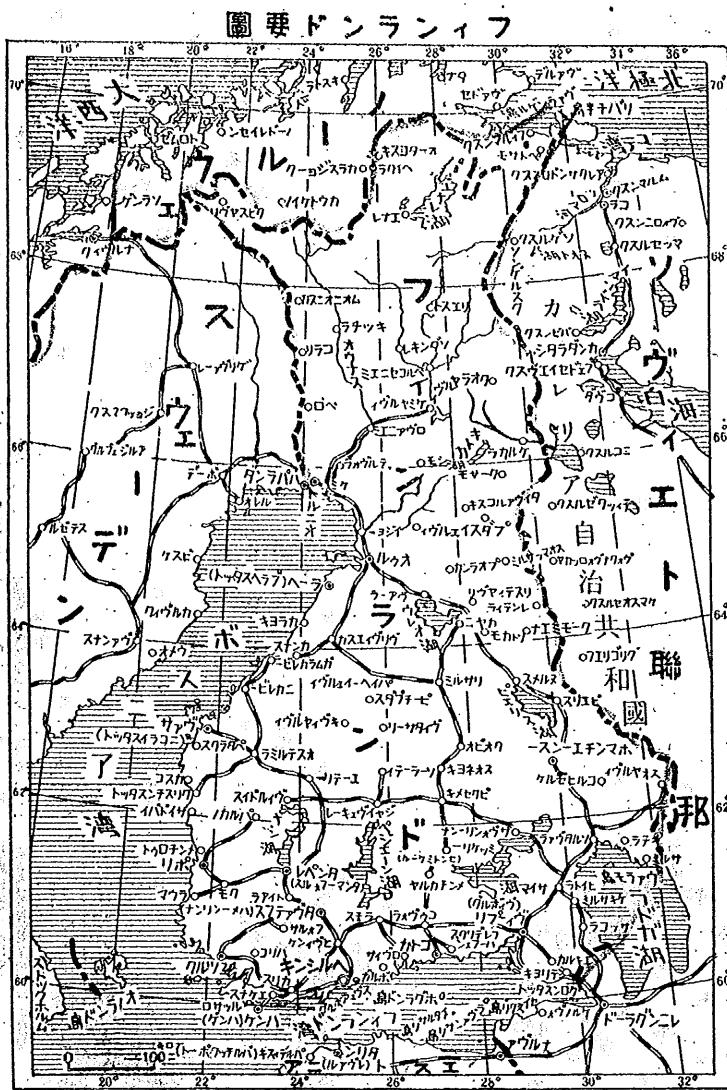


證明書が與へられる筈である。
なほ、その他新聞の報道によれば、敵國よりの輸出を止むことによつて特に困難ある場合にはイギリス政府は一定の制限の下に特別の考慮を拂ふの用意があるとされて居り、また、この拿捕令によつて抑留された船舶は、載んで居る貨物は差押へられるが船舶そのものを没収されること無いと解されて居る模様である。

・ 國際法違反の拿捕令

英佛のこの獨貨拿捕令の公布は中立國に對して甚大な打撃を與へるものである。即ち、ドイツの主要輸出品は石炭、鐵鋼製品、藥品、染料、紙、銅製品、人絹、綿製品等であり、しかもその八十八セントまでが精製品であつて、その輸出國はブラジル、米國、アルゼンチン、支那、日本等であるから、これ等の諸國は何れも直接打撃を受ける譯であり、その他の諸中立國も間接に種々なる影響を受けるのであり、しかも、明らかに國際公法の原則に反し、中立國の權利を脅威するものである。





國際法上認められた報復の範囲を逸脱するのみならず、イギリス政府が從來我が方に與へたドイツ產品の積出には何等干涉しないといふ言質にも反し、今回のイギリス側の措置によつて損害を蒙るものはドイツのみならず寧ろ中立國に甚だしいとの點を指摘して、二十四日イギリス政府に對してイギリス政府の對獨報復に藉口するドイツよりの輸出禁遏の措置を是認することが出來ない旨を嚴重抗議したのであつた。

なほ、同様フランス政府に對しても二十七日同様の抗議を提出したのである。

イギリスをも含む各國商船の總數は、實に百三十一隻四十八萬三千九百九噸に達して居ると計算されて居り、しかも、英佛の今次の對獨通商報復によつて、中立國の通商が蒙るべき脅威損害は、さらに増加せんとしてゐるのである。

今次の歐洲大戦が、長期戦を免れずと見られて居り、從つて英獨兩國の封鎖戦乃至通商破壊戦は極めて深刻となりつゝあり、二十八日、イギリス海軍省の發表したるところによれば、大戦勃發の九月以来十一月二十五日至るまでの

卷之三

るを俟つて適宜の措置を講ずべく考慮してゐるのであるが、さらにこの英佛の獨貨拿捕令公布に對しては、その成り行きに重大なる關心を有してゐるのである。

帝國としては照國丸事件に對してもその眞相の明らかな
のである。特にドイツ側は、英佛のこの非合法的な措置に
對して、非常に激昂^{げききょう}して居り、さらに強硬なる報復手段に
も出でべしとも傳へられて居り、今後の事態は極めて憂慮^{ゆうりょ}
されてゐるのである。

露光量違いにより重複撮影

(錄抄) 官廳編纂圖書

陸軍省編纂 帝國及列國の陸軍 昭和十四年版 定價・三〇 資料共

陸軍需品工場事業場原價計算要綱 定價・一五 資料・〇三

陸軍省情報部編纂 國家總力戰の戰士に告ぐ 定價・一〇 資料・〇三

軍事省(海軍、陸軍)編纂 東亞新秩序の建設と帝國海軍 定價・一〇 資料・〇三

内閣恩給局編纂 恩給法關係法令集 定價・三五 資料・六

文部省編纂 國體の本義 定價・三五 資料・六

教學局編纂 國體の本義解說叢書 定價・一〇 資料共

物價局編纂 物價統制の大綱 定價・〇八 資料・三

物價統制實施要綱 定價・一二 資料・三

重要物資の配給統制 定價・一五 資料・六

臨時物資調整局編纂 輸出入品等に関する臨時措置に関する法律及關係法規集(追録第一回加除済) 定價・一・一〇 資料・九

明手大區町舎市京東局刷印閣内
(〇〇〇九一京東替換)

販賣所
發行所
直報要
刷地主
官賣書
賣書所



日本國保衛人民法
後援・省商工

心一億一
らか險保は蓄貯億百

物價局編纂 物價統制の大綱 定價・八
物價統制實施要綱 定價・二
臨時物資調整局編纂 重要物資の配給統制 定價・一
輸出入品等に關する臨時措置に關する法律及關係法規集(追録第十一回加除済) 定價・一・一〇
送付・九

(録抄) 書圖編纂廳官

陸軍省編纂 帝國及列國の陸軍	昭和十四年版	定價・三〇	送付・共
陸軍軍需品工場事業場原價計算要綱		定價・一五	送付・三
陸軍省情報部編纂 國家總力戰の戰士に告ぐ		定價・一〇	送付・三
軍事省及海軍編纂 東亞新秩序の建設と帝國海軍		定價・一〇	送付・三
内閣恩給局編纂 恩給法關係法令集		定價・三五	送付・六
文部省編纂 國體の本義		定價・三五	送付・共
教學局編纂 國體の本義解說叢書		定價・一〇	送付・共
△明治以後詔勅諱解			
△日本の儒教			
△我が國體と神道			
△我が風土			
△國民性と文學			
△我が國體に於ける和			
△吾國の精神			
△帝國憲法と			
△臣民の義務			
△日本の美術			

内閣印刷局直販賣所 全国各主地販賣店

發行所

明治大正昭和三十二年九月一日京東昇

露光量違いにより重複撮影

アシア歴史文化博物館
Asia History & Culture Museum

報周

二十號日三十月

輯特稿寄地理

銃後へ

前線より

前線のことば
銃後へ寄せる
戦場を描く
現地で撮影する
陣中文學

二三

卷之三

二

卷之三

卷之三

支那事變圓國債

ヨリ日一十月二十
マテ日二十二月同

大同省

卷之六

(判[A5]格規定國はさ木の書本)